

ルールを守りましょう！

# 野焼きは法律で

## 禁止されています

野焼きに関する苦情が市役所に頻りに寄せられています。廃棄物を屋外で燃やす行為(野焼き)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部の例外を除いて禁止されています。

### 野外焼却(野焼き)の禁止

ダイオキシンの出さなため、また煙や悪臭で近所に迷惑をかけるために、廃棄物を野外で燃やす行為(野焼き)は、一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」の規定により原則禁止されています。

違反者には5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方、違反事業所(者)には5年以下の懲役もしくは3億円以下の罰金またはその両方が、それぞれ課せられる対象となります。未遂でも同様です。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号、同第2項及び同法第32条)

平成13年にダイオキシンなど化学物質発生を抑制するため廃棄物処理法が改正され、ダイオキシンが発生しない仕組みの構造基準適合炉以外での焼却

環境政策課  
0558(76)8002



- ① 施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却(河川管理者が河川の管理を行うために伐採した草木の焼却など)
  - ② 震災の予防や応急対策、復旧のための焼却(災害時の木くずの焼却など)
  - ③ 風俗習慣上、宗教上の行事のための廃棄物の焼却(ごんど焼きなど)
  - ④ 農業、林業、漁業を営むうえでやむを得ない廃棄物の焼却(焼き畑など)
  - ⑤ 日常生活を営むうえで行われる軽微な焼却(暖をとるためのたき火など)
- ※近隣から苦情があった場合は、周囲の生活環境が損なわれる場合は、中止の要請を行う場合があります。
- ※畑での家庭ごみの焼却は「農業、林業、漁業を営む上でやむを得ない廃棄物の焼却」とは認められません。

### 「焼却禁止の一部例外」の野焼きが火災の原因にも！

野焼きなどの焼却行為が原因となって発生する火災は、人災です。野焼きを行うときには、次の点に注意してください。

- ① 風の強い日は野焼きをしない
  - ② 消火用具を必ず準備し、その場を離れない
  - ③ 野焼きが終わった後は確実に消火し、完全に消えたか確認する
  - ④ 建物や可燃物の近くで野焼きをしない
- ※焼却を許可するものではありません。

駿東伊豆消防本部  
【葦山地区】  
田方北消防署 ☎ 055-978-0119  
【長岡・大仁地区】  
田方中消防署 ☎ 0558-76-0119

### 「焼却禁止の一部例外」の野焼きが火災の原因にも！

#### 野焼きによらない廃棄物処分法(一例)

枯葉・雑草  
土がない状態  
→ 燃やせるごみ  
※袋に入らない場合は直接焼却場へ(10kgにつき10円)

剪定枝  
太さ5cm、長さ40cm未満  
→ 燃やせるごみ  
※上記以上は粗大ごみとなるため、施設へ直接搬入(受け入れ可能な大きさは太さ10cm、長さ1m未満)

燃やさずに処理するには  
市ごみの分け方・出し方「我が家の収集日」、「ワンポイントブック」に記載のとおり、適切に処分してください。

手続きはお早めに！

# 固定資産税の届出(申告)

税務課 ☎ 055-948-2907



固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金です。次の場合は届出(申告)を行ってください。各種様式は、税務課窓口または市HPで入手できます。

### 家屋関係

このようなとき	届出(申告)
家屋を取り壊したとき	12月31日までに家屋の一部または全部を取り壊した場合は、令和2年度から固定資産税の対象外となります。
未登記家屋の場合	『家屋滅失届』を提出してください。届出を行わないと、翌年度も課税する恐れがあります。
登記済家屋の場合	法務局で『滅失登記』の手続きをしてください。ただし、滅失登記を行わないとき、または滅失登記の手続きが12月31日に間に合わないときは、『家屋滅失届』を提出してください。
未登記家屋の所有権を変更したとき	未登記家屋を12月31日までに譲渡(売買・相続・贈与など)した場合は、市役所へ『未登記家屋所有者変更届』の提出が必要です。届がない場合は、前所有者に固定資産税がかかります。

未登記家屋とは/家屋は存在するが、法務局(登記所)備え付けの家屋登記簿に記載されていない家屋のこと

### 償却資産関係

市内で事業を行う法人・個人は、地方税法第383条の規定により、令和2年1月1日に所有する償却資産に関する所定事項の申告が必要です。対象者には、税務課から令和2年度分の申告書を発送します。12月中旬までにお手元に届かない場合や、新たに事業を始めたという場合は、税務課までご連絡ください。

提出期間/令和2年1月6日(月)~31日(金)

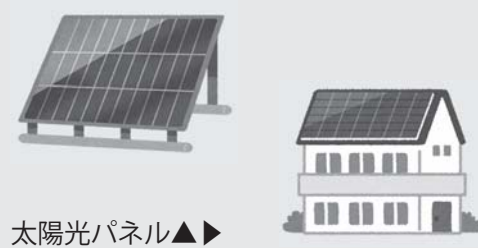
償却資産とは/製造、小売、農業などの事業を営む個人・法人が所有する、事業のために用いることができる構築物、機械、運搬具、器具、備品などの事業用資産のこと



償却資産の一例

### ~太陽光発電設備を取得したときも申告が必要です~

経済産業省の認定を受けた法人や個人事業主が、事業のために太陽光パネルを設置し、売電する場合、固定資産税(償却資産)の課税対象となり、申告が必要です。また、一般の人が住宅用家屋の屋根などに太陽光パネルを設置する場合も、課税対象となる場合があります。今年新たに10kw以上の太陽光パネルを設置したという場合は、一度、税務課までご連絡ください。



太陽光パネル▲▶